

【上越市から転出される方へ】

上越市役所

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

TEL: 025-526-5111 (代表)

- 新住所に住み始めた日から **14日以内**に、新住所地の役所へ転出証明書を持参の上、必ず転入届をしてください。
 ※ 転入届が遅れると法律により過料に処されることがありますので御注意ください。
 ※ 転入届後、転出証明書に記載された「転出先住所」「異動(予定)日」が変更となった場合でも、あらためて転出証明書を取り直す必要はありません。
- 転入届の特例(転出証明書を添付しない転入届)は、転入届の際にマイナンバーカード又は住民基本台帳カードを持参しないと受けられません。
 ※新住所に住み始めた日から14日以内又は転出予定日から30日以内に届出を行わない場合は特例による転入手続きができずカードが失効する場合があります。
- 転出の予定が取り止めになり、引き続き当市に居住することになった場合は、転出証明書を添えて転出取り消しの手続きをしてください。 令和7年4月～

担当する課名等	利用していた制度等	上越市での手続	新住所地での手続
市民課 (第1庁舎1階) 《TEL520-5685・520-5826》	印鑑登録をされている方	・転出(予定)日以降は登録が抹消されます。	・必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。
	マイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちの方	・国内へ転出する場合は、手続の必要ありません。 ・国外へ転出する場合は、転出される方のカードを持参し、継続又は返納の手続きをしてください。	・国内の新住所地で継続の手続が必要です。
国保年金課 (第1庁舎1階) 《TEL520-5714・520-5716 ・520-5717》	国民健康保険に加入している方	・保険証又は資格確認書をお返しください。転出日をもって資格がなくなります。 ・70歳以上で市外へ転出される場合は、負担区分等証明書の交付申請をしてください。	・資格取得の手続きをしてください。 ・70歳以上で市外へ転出される方は、負担区分等証明書をお持ちの上、資格取得の手続きをしてください。
	年金を受給している方	・手続は不要です。ただし、海外へ転出される方は、年金事務所(国民年金・厚生年金受給者)や共済組合(共済年金受給者)へ連絡してください。	・手続は不要です。
	国民年金に加入(第1号被保険者)して海外へ転出される方	・資格喪失又は任意加入の手続きをしてください。	・手続は不要です。再度、日本へ転入した際に年金事務所又は転入先の市町村で手続をしてください。
	後期高齢者医療に加入している方	・資格喪失手続と資格確認書の返却が必要です。県外へ転出される方は、負担区分等証明書の交付申請をしてください。	・県外へ転出される方は、負担区分等証明書を持参の上、資格取得の手続きをしてください。
こども家庭センター (第1庁舎2階) 《TEL520-5726》	子ども医療費受給資格証をお持ちの方	・資格喪失届が必要です。受給者証を持参し手続をしてください。転出(予定)日の前日で資格がなくなります。	・市町村により制度に違いがあります。また、 <u>所得審査が必要な場合</u> もありますので、転入先の市町村へご相談ください。
	児童手当を受けている方	・児童手当消滅届が必要です。また、振込口座を変更する場合は変更する口座の通帳も持参してください。	・転入先で受給手続きが必要です。口座情報が分かる預金通帳などのほか添付書類が必要となる場合がありますので、転入先の市町村へご相談ください。
	ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方	・資格喪失届が必要です。受給者証を持参し手続をしてください。	・転入先の市町村へご相談ください。
	児童扶養手当の認定を受けている方	・変更届が必要です。また、振込口座を変更する場合は通帳も持参してください。	・住所の変更届をご提出ください。 ・上越市の児童扶養手当証書がある方は、ご提出ください。
	妊産婦医療費受給者証をお持ちの方	・資格喪失届が必要です。受給者証を持参し手続をしてください。転出(予定)日の前日で資格がなくなります。	・転入先の市町村へご相談ください。

裏面もご覧ください。

担当する課名等	利用していた制度等	上越市での手続	新住所地での手続
こども家庭センター (第1庁舎2階) 《Tel.520-5843》	妊婦の方	・転出日以降、上越市で交付した妊婦一般健康診査受診票は使用できません。	・転入先の市区町村へご相談ください。
健康づくり推進課(第1庁舎2階) 《Tel.520-5711》	新型コロナウイルスワクチン接種	・手続は不要です。	
幼児保育課(第1庁舎2階) 《Tel.520-5720》	保育園、認定こども園在園中の方	・保育園、認定こども園で退園の手続をしてください。	・転入先の市区町村へお問い合わせください。
高齢者支援課(第1庁舎1階) 《Tel.520-5705》 《Tel.520-5706》 【福祉総合窓口】	介護保険被保険者証をお持ちの方	・介護保険被保険者証をお返しください。要介護認定を受けている方には、転出先の住所へ受給資格証明書を発送します。 ・介護保険サービスを利用していた方はケアマネジャーに連絡してください。	【要介護認定を受けていない方】 ・転出証明書に記載がありますので、手続はありません。 【要介護認定を受けている方】 ・転入日から、14日以内に受給資格証明書を窓口へ提出し、認定申請の手続を行ってください。 ※サービスのご利用については窓口でご相談ください。
福祉課(第1庁舎1階) Tel.520-5695 【福祉総合窓口】	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、障害福祉サービスを利用していた方	・上越市で利用していた制度について手続が必要です。手帳と受給者証を持参して手続をしてください。 ・NHK放送受信料減免制度を利用している場合は、手帳と印鑑を持参してください。	・手帳の住所変更手続と、転入先での各種サービス受給の手続が必要です。手帳と印鑑のほか、添付書類が必要となる場合があります。
税務課 (第1庁舎2階) 【市税総合窓口】 ア Tel.520-5649 イ Tel.520-5650 ウ Tel.520-5651 Tel.520-5652	ア 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車をお持ちの方	・廃車手続が必要です。本人確認書類、標識交付証明書、ナンバープレートを持参して手続してください。	・転入先の市区町村へお問い合わせください。
	イ 市民税・県民税・森林環境税が課税されている方	・すでに課税されている市民税・県民税・森林環境税については、そのまま上越市にお納めください。 ・海外転出の場合など、納税に支障がある場合は納税管理人を定め、申告等を行っていただく必要があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。	・手続は不要です。
	ウ 市内に固定資産(土地・家屋)をお持ちの方		
学校教育課(教育プラザ) ア Tel.545-9244 イ Tel.545-9271	ア 小中学生のいる方	・学校から在学証明書、教科書給与証明書をお受け取りください。	・転入届をした後、転入する学校に在学証明書と教科書給与証明書を提出してください。
	イ 放課後児童クラブを利用している方	・中止届の手続きが必要です。	
生活環境課 (クリーンセンター) 《Tel.520-5815》	くみ取りトイレを使用している方	・廃止または住所変更の手続が必要です。 ・詳しくは、生活環境課までお問い合わせください。	・転入先の市区町村へお問い合わせください。
	合併処理浄化槽を使用している方	・廃止または休止の手続が必要です。 ・詳しくは、生活環境課までお問い合わせください。	・転入先の市区町村へお問い合わせください。
ガス水道局料金センター (ガス水道局庁舎1階) 《Tel.522-7030》	ガス上下水道を使用している方	・ガス上下水道の使用を中止する日の2営業日前までにお申込みください。ガス水道局ホームページからも手続が可能です。	・転入先の市区町村等へご相談ください。